(三)　港湾管理者は、特定技術基準対象施設について、非常災害により倒壊した場合において臨港交通施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者（国及び地方公共団体を除く。）に対し必要な勧告をすることができることとした。（第五六条の二の二一第一項関係）

二　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（以下「北海道港湾工事法」という。）及び沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）の一部改正関係

1　国土交通大臣は、北海道港湾工事法及び沖振法の規定による港湾工事（2において「港湾工事」という。）をする場合において必要があると認めるときは、港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うこととした。（北海道港湾工事法第三条第三項及び沖振法第一〇〇条第五項関係）

2　国土交通大臣は、自らが施行した港湾工事によって生じた一定の行政財産を許可事業者に貸し付けることができることとし、その貸付けをするときは一の2の(二)等の規定の適用があること等とした。（北海道港湾工事法第六条並びに沖振法第一〇〇条第一一項及び第一二項関係）

三　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（法律第二六号）（防衛省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、円滑化協定の適確な実施を確保するため、円滑化協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国と我が国以外の締約国（以下「締約国」という。）との間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「円滑化協定」とは、日本国の自衛隊と締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であって、次に掲げる事項について定めるもののうち政令で定めるものをいうものとすることとした。

イ　公用車両（締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第二項に規定する原動機付自転車であって、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するものをいう。2において同じ。）に係る我が国における義務の免除に関する事項

ロ　刑事裁判権の行使の特例に関する事項

ハ　国の賠償責任の特例に関する事項

(2)　この法律において「締約国軍隊」とは、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、我が国の同意を得て日本国内に所在する締約国の軍隊をいうものとすることとした。

(3)　この法律において「締約国軍隊の構成員」とは、締約国軍隊に属する者をいうものとすることとした。

(4)　この法律において「締約国軍隊の文民構成員」とは、締約国軍隊に随伴する締約国の国籍を有する文民その他我が国及び締約国が適当であると認める者であって、締約国に雇用されるもの又は締約国軍隊に勤務するもの（我が国に通常居住する者及び締約国又は締約国に代わる者との役務の提供を内容とする契約に基づき行われる事業に従事する者を除く。）をいうものとすることとした。（第二条関係）

2　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

(一)　公用車両（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限る。）には、道路運送法第九四条及び第九五条の規定は、適用しないものとすることとした。

(二)　公用車両（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限り、我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四条、第一九条、第二九条、第三一条から第三三条まで、第四〇条から第四三条まで、第四七条から第五〇条まで、第五四条、第五四条の二、第五六条、第五八条、第六三条、第六六条、第七三条第一項、第九七条の三、第九九条から第九九条の三まで及び第一〇〇条の規定は、適用しないものとすることとした。

(三)　公用車両（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車に限り、我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四四条及び第一〇〇条の規定は、適用しないものとすることとした。

(四)　締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両であって、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するもの（我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四五条及び第一〇〇条の規定は、適用しないものとすることとした。（第三条関係）

3　刑事手続等の特例

(一)　逮捕された締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の引渡し

(1)　検察官又は司法警察員は、逮捕された者が締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が専ら締約国の財産若しくは安全のみに対する罪、専ら締約国軍隊の構成員若しくは締約国軍隊の文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪のいずれかに明らかに該当すると認めたときは、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を締約国軍隊に引き渡さなければならないものとすることとした。

(2)　司法警察員は、(1)により被疑者を締約国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を検察官に送致しなければならないものとすることとした。（第四条関係）

(二)　締約国軍隊によって逮捕された者の受領

(1)　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊から日本国の法令による罪を犯した締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二〇一条第一項の規定による措置をとって、被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならないものとすることとした。この場合において、同法第二〇一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があったときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとって、その引渡しを受けることができるものとすることとした。

(2)　検察官又は司法警察員は、(1)の場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があって、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならないものとすることとした。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならないものとすることとした。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとすることとした。

(3)　(1)及び(2)の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとすることとした。